

< 参考 >

1 財政比較分析表に用いた各指標について

「財政力指数」

地方公共団体の財政力を示す指数で、地方交付税法の規定により算定した基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3カ年の平均値。この指数が高いほど、財源に余裕があると言える。

基準財政収入額・・・普通交付税の算定上、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を一定の方法によって算定した額

基準財政需要額・・・普通交付税の算定上、各地方公共団体が合理的、かつ、妥当な水準における行政を行い、又は施設を維持するための財政需要を一定の方法によって合理的に算定した額

「経常収支比率」

財政構造の弾力性を判断するための指標で、地方税、普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費に充当されたものが占める割合。経常的経費に経常的一般財源収入がどの程度充当されているかを見るものであり、比率が高いほど財政構造の硬直化は進んでいることを表す。

(算定式)

$$\frac{\text{経常経費充当一般財源}}{\text{経常一般財源} + \text{減税補てん債} + \text{臨時財政対策債}} \times 100 (\%)$$

「起債制限比率」

地方税、普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、公債費（普通交付税が措置されているものを除く）に充当されたものの占める割合の過去3年間の平均値。20%以上の団体については起債が制限されることとなる。

(算定式)

$$\left(\quad + \quad + \quad \right) \times \frac{1}{3} \times 100 (\%)$$

$$\text{(平成14年度)} = \frac{A - (B + C + E)}{(D + F) - (C + E)}$$

$$\text{(平成15年度)} = \frac{A - (B + C + E + G)}{(D + F) - (C + E + G)}$$

$$\text{(平成16年度)} = \frac{A - (B + C + E + G)}{(D + F) - (C + E + G)}$$

A : 元利償還金（公営企業債分及び繰上償還分を除く。）

公債費に準ずる債務負担行為に係る支出
 (施設整備費、用地取得費に相当するものに限る。)
 五省協定・負担金等における債務負担行為に係る支出
 平成14年度 A = +
 平成15・16年度 A = + +

- B : Aに充てられた特定財源
- C : 普通交付税の算定において災害復旧費等として基準財政需要額に算入された公債費
- D : 標準財政規模
- E : 普通交付税の算定において事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費(普通会計に属する地方債に係るものに限る。)
- F : 臨時財政対策債発行可能額
- G : 事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費に準ずる債務負担行為に係る支出

「人口1人当たり地方債残高」

平成17年3月31日現在住民基本台帳人口1人当たりの地方債現在高。

「ラスパイレス指数」

ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。平成17年4月1日現在の数値。

「人口10万人当たり職員数」

平成17年3月31日現在住民基本台帳人口10万人当たりの職員数。

2 類似団体について

今回比較分析の対象とした類似団体は、財政力指数(0.300未満)グループの下記団体

グループ	財政力指数	団体名	団体数
0	1.05962	東京都	1
	0.500~1.000	愛知県、神奈川県、大阪府、静岡県、千葉県、埼玉県、茨城県、福岡県	8
	0.400~0.500	栃木県、群馬県、京都府、宮城県、兵庫県、三重県、広島県、滋賀県、岐阜県、岡山県	10
	0.300~0.400	長野県、石川県、福島県、香川県、新潟県、北海道、富山県、山口県、奈良県、福井県、愛媛県、山梨県、熊本県	13
	0.300未満	徳島県、佐賀県、山形県、大分県、青森県、鹿児島県、岩手県、和歌山県、沖縄県、宮崎県、秋田県、長崎県、鳥取県、高知県、島根県	15

* 財政力指数が高い順に記載。